

平成26年度 国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月に送付

●問合先 市役所国保年金課 国保G 内線102・104

◎普通徴収(納付書または口座振替による納付)

平成26年度の国保税を7月から翌年2月までの年8回で納めます。
納期限は各納期月の末日です(12月のみ25日(木))。末日が土・日曜日、祝日の場合は翌日です。各期の賦課額は年税額を納付回数で割った額であり、1か月分の額ではありません。

◎特別徴収(年金からの支払い)

年金の支払月(年6回・偶数月)に、納税義務者(世帯主)が受給している年金から国保税を差し引き、納付する方法です。「仮徴収額」と「本徴収額」を記載した「税額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を世帯主宛てに送付します。

- ・仮徴収の4・6・8月の税額は、平成26年2月の税額と同額
 - ・本徴収の税額は、年税額から仮徴収額を引いた額を3回に分けた額
- 国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主自身が国民健康保険に加入していない場合でも、家族に加入者がいれば、納付書は原則世帯主宛てに送付します。

国民健康保険税は納期内に納めましょう

①国保税を納めないでいると…
①納期限を過ぎると、督促状が送付

され、延滞金等が徴収されます。

②それでも納付されない場合には、期限の短い保険証が交付されます。

③納期限から1年が経過して納付されない場合、保険証の代わりに資格証明書が交付されます。資格証明書で医療機関を受診した場合、医療費が全額自己負担となります(国保年金課への申請により保険給付分を払い戻します)。

④納期限から1年6か月を経過すると国保の給付(療養・高額療養・葬祭費等)が差し止めとなります。
⑤②④の措置を受けても納付がない場合は、差し止められた国保の給付から滞納分が差し引かれます。

国保に加入するとき、やめるときは届出を!

次のようなときは、14日以内に届出が必要です。

◎国保に加入するとき

- ・市外から転入したとき、子どもが生まれたとき(会社の健康保険に加入していない場合)
- ・会社の健康保険をやめたとき
- ・加入の届出が遅れると…
- ・保険証が交付されないため、医療費が全額自己負担
- ・加入資格を得た時点にさかのぼり国保税を納付

◎国保をやめるとき

- ・市外へ転出するとき、または死亡したとき(会社の健康保険に加入していない場合)
- ・会社の健康保険に加入したとき
- ・やめる届出が遅れると…
- ・国保の保険税と会社の健康保険の保険料の二重払いが発生
- ・国保の保険証で医療を受けると国保負担分の医療費の返還が必要

倒産・解雇・雇い止めなどにより失業した方は届出により国保税を軽減

▼対象となる方 雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者

- ・平成21年3月31日以降に離職
- ・離職日の時点で65歳未満
- 特定受給資格者・特定理由離職者とは：雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄または「離職年月日・理由」欄に次のコードが記載されている方
- ・特定受給資格者：11、12、21、22、31、32
- ・特定理由離職者：23、33、34

▼軽減内容 国保税の算定基礎として使用する前年の所得等については、失業者本人の前年の給与所得を100分の30と計算

▼軽減期間 離職した日の翌日～翌年度末(会社の健康保険に加入するなど国保をやめた場合、軽減は

終了)

▼申請方法 「雇用保険受給資格者証」「社会保険資格喪失証明書」「認め印」を持参の上、国保年金課窓口で申請する

※「雇用保険受給資格者証」がない場合は受付不可/既に国保に加入している場合、「社会保険資格喪失証明書」は不要

●国保税の賦課限度額が変わります

平成26年度から地方税法等の改正に伴い、次のとおり国保税の賦課限度額を改正しました。

区分	賦課限度額	
	平成25年度	平成26年度
基礎賦課額(医療分)	51万円	51万円
後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)	14万円	16万円
介護納付金賦課額(介護分)	12万円	14万円
合計	77万円	81万円